

2025.4.3 いのちのとりで裁判 決起大集会

「いのちのとりで裁判」の現在地 ～相次ぐ高裁判決の傾向分析

いのちのとりで裁判全国アクション
事務局長 弁護士 小久保 哲郎

控訴審ラウンド～前半戦は1勝3敗

①	2023年4月14日	大阪高裁(大阪訴訟)	逆転敗訴	×
20	2023年5月26日	千葉地裁		○
21	2023年5月30日	静岡地裁		○
22	2023年10月2日	広島地裁		○
②	2023年11月30日	名古屋高裁(愛知訴訟)	逆転勝訴!	◎
23	2023年12月14日	那覇地裁		×
24	2024年1月15日	鹿児島地裁		○
25	2024年1月24日	富山地裁		○
26	2024年2月22日	津地裁		○
③	2024年3月14日	仙台高裁秋田支部(秋田訴訟)		×
④	2024年4月26日	大阪高裁(兵庫訴訟)		×

旗色が悪くなると主張の **ちゃぶ台返し** を繰り返す国

コロコロ変わる国の主張と、それに追従して変わる高裁判決。

デフレ調整*の根拠

*デフレ（物価下落）を理由に全世界一律4.78%生活扶助基準を引き下げ

裁判当初

デフレにより、生活保護世帯の可処分所得（買えるもの）が4.78%実質的に増加したから、その分、生活扶助費を減らした

デフレ調整の違法性を指摘する判決が相次ぐと…

2022年後半から

ちゃぶ台返しその1

デフレ調整は、生活水準が低下していた一般国民との不均衡を是正するためにやったものだ

2023年前半から

ちゃぶ台返しその2

これまで通り、一般低所得世帯（所得下位10%）の消費水準との比較によると生活扶助基準を12.6%引き下げることになり、減額幅が大きすぎるので、デフレ調整の範囲（4.78%）の減額に止めた

国の主張を
不採用

法律違反は
アカン



長谷川恭弘 裁判長
（名古屋高裁
2023年11月30日判決）

- 元の主張が維持できないことを認めているに等しい
- 基準改定が「最低生活の需要」との関係で行われなければならない（生活保護法8条2項）という視点に欠け、失当だ

国の主張を
不採用

国の主張はおかしい
法律違反はアカン



長谷川恭弘 裁判長

- 断片的な情報に基づき抽象的な可能性をいうものに過ぎない
- 物価を直接考慮することが正当である根拠を示すものではない

国の主張を
採用



山田明 裁判長
（大阪高裁2023年4月14日判決）

一般国民の生活水準が急速に悪化しているとの認識はよく理解できる

不当判決



齊木利夫 裁判長
（仙台高裁秋田支部
2024年3月14日判決）

不当判決

国の主張を
採用



森崎英二 裁判長
（大阪高裁
2024年4月26日判決）

国の説明が不合理とはいえない

不当判決

コロコロ変わる国の主張と、それに追隨して変わる高裁判決。

判断枠組みについて

訴訟の始まりから終盤まで

老齡加算訴訟最高裁判決が「先例」であり、本件でもその判断枠組み※1をもちいるべきだ

※1…老齡加算訴訟最高裁判決(2012年2月28日、同年4月2日、2014年10月2日)は「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無の審査を要求



判断の「土俵」は、原告側も国側もずっと争いがなかったんだ

名古屋高裁判決(2023.11.30)で負けると突然、主張を



- 本件で老齡加算訴訟最高裁の判断過程審査の判断枠組みを用いることは適切でない
- 老齡加算は「既得権」で重要だが、基準生活費(生活扶助費)はそうでもないので緩い判断基準でよい
- 本件には、朝日訴訟最高裁判決※2の判断枠組みが妥当する

- ※2…朝日訴訟最高裁判決(1967年5月24日)「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法および生活保護法の趣旨・目的に反する場合に限り違法となる」
- ※3…老齡加算東京訴訟の東京高裁判決(2010年5月27日)は、朝日訴訟基準を採用していたが、最高裁判決は、上記の判断過程審査の手法を採用し、朝日訴訟基準は採用しなかった

老齡加算訴訟の最高裁判決が言い渡された経緯※3を無視して、60年前に先祖返りするなんて



国の主張を
採用



森崎英二 裁判長
(大阪高裁
2024年4月26日判決)

後半戦は5勝1敗、通しで6勝4敗

地裁は那覇地裁以外全勝(8勝1敗)

27	2024年5月30日	東京地裁②(行政訴訟専門部)	○
28	2024年6月13日	東京地裁③(行政訴訟専門部)岡田幸人裁判長	○
29	2024年10月28日	岡山地裁	○
①	2025年1月29日	福岡高裁(福岡訴訟) 逆転勝訴!	○
30	2025年2月28日	松山地裁	○
②	2025年3月13日	大阪高裁(京都訴訟) 逆転勝訴!	○
③	2025年3月13日	福岡高裁(佐賀訴訟)	×
④	2025年3月18日	札幌高裁(札幌訴訟) 逆転勝訴!	○
⑤	2025年3月27日	東京高裁①(東京訴訟①)	○
⑥	2025年3月28日	東京高裁②(さいたま訴訟)	○

高裁判決の特徴と評価

- ▶ 国側の変遷後の主張を明快に排斥
- ▶ 「デフレ調整」について、①個別論点については国の主張に「一定の合理性」を認めつつも(但し、大阪高判は除く)、②生活保護世帯と消費構造が大きく異なる一般世帯の消費ウエイトを用いたことを理由に違法と判断
 - ⇒ ①②は岡田(老齢加算訴訟最判担当調査官)判決の影響(?)
 - ⇒ ②が「誰がどう考えてもおかしい譲れない一線」として確立

高裁判決の特徴と評価

▶ 福岡高判(佐賀訴訟)は、変遷後の国の主張は「簡単には採用できない」、デフレ調整の算出過程にも「相当の疑問はある」としつつ、朝日訴訟基準を採用し、「納税者の理解は必須」「財政事情は考慮せざるを得ない」と国も主張していない価値観を示す特異な判断

⇒ 影響は極めて限定的

▶ 高裁判決ラッシュでの5勝(うち3勝は逆転)、(裁判所内の“権威”の点で)連敗していた大阪高裁での勝訴、東京高裁での2連勝の意義は大きい

⇒ 最高裁判決を前に一連の訴訟全体の流れは確定した

2023年4月14日

大阪高裁(大阪訴訟)逆転敗訴



2024年11月30日

名古屋高裁(愛知訴訟)逆転勝訴



いよいよ、最高裁・第三小法廷での弁論と判決

- ▶ 3月26日に上告棄却、上告受理申立て受理決定
- ▶ 5月27日(火)に口頭弁論期日の指定
 - 13時30分(～14時30分?) 大阪訴訟(いったん閉廷)
 - 16時00分(～17時00分?) 愛知訴訟
- ▶ 傍聴席は最大44しかないが、並行して集会を開催
- ▶ 約1か月後に判決か

最終決着にむけて、
原告・弁護団・支援の力をあわせて
全力を尽くそう！
